

補助金額(上限額)

保護者の属する世帯につき熊本市保育所における保育等に関する規則別表第1の利用者負担額の適用があるとした場合における階層区分	3歳未満児	3歳以上児
第1階層	18,500 円	16,000 円
第2階層	16,500 円	14,500 円
第3階層	13,500 円	12,500 円
第4階層	12,500 円	11,500 円
第5階層	10,500 円	10,000 円
第6階層	7,500 円	6,000 円
第7階層	5,000 円	4,000 円